

NO	質問事項	回答
1	プロポーザル実施要領に記載のある期間を超えての契約提案は可能か。また契約期間が主たる事業者と別れる場合は、個別に契約を交わすことは可能か。	耐用年数や施設の規模等、提案の特性を踏まえ、市との協議に基づき、50年未満の事業用定期借地契約も提案可能とするものとします。また契約期間が別れるご提案の場合は、市との協議のうえ、それぞれ個別に契約行為を行うことも可能とします。その際は、実施要領P10の(2)応募申込書等の提出にある、ア提出書類中、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)をそれぞれ提出してください。また(イ)の様式第3号の事業提案概要書の2土地利用計画書、希望貸付期間・価格についても、それぞれ分別のうえわかるように記載してください。
2	8月28日期限の応募申込書等について、様式に㊟とあるが押印不要として提出することは可能か。	応募申込は応募資格を満たしているかを確認するための資格審査のため、応募申込書(様式第2号)及び応募資格申出書(様式第4号)の代表印及び社印を割愛することを可能とします。ただし、10月20日期限の提案書類中、価格提案書(様式第6号)については代表印を必須とします。
3	募集要項P3 2の基本的な活用方針に、定住人口の増加につながる居住機能とあるが、一部を期間50年の一般定期借地契約にすることは可能か。	NO1の回答のとおりです。
4	プロポーザル実施要領 3P 公募上の面積は28366.12㎡ですが、実際に契約する面積も公募上と同面積でよろしいか。	お見込みのとおりです。
5	プロポーザル実施要領 5P ○賃料は・・・各年度分の賃料(年額)の支払いについては翌年3月末日までに全額支払うものとします。とありますが、月額での支払いを希望したいのですが、変更は可能でしょうか。	賃借料については、双方協議により支払方法を変更することは可能とします。

6	プロポーザル実施要領 7P ○下記の行為を禁止します。(ア) 本物件の賃貸借契約日から10年間、契約書の内容と別の用途に供すること、及び対象物件の全部又は一部を転貸借すること。とありますが、本物件の一部の転貸借については事業提案の範囲内では承諾いただけますでしょうか。	事業提案は可能とします。プレゼンテーションにおいて協議させていただきます。
7	プロポーザル実施要領 10P (2)応募申込書等の提出 (イ) ※出来る限り具体的な店舗名を入れた上で全体的な事業形態を記載すること。ただし、事業提案における主たる店舗については必ず明記すること。については主たる事業者以外のテナントについては業種のみでも問題ないでしょうか。テナント各社様より社名については社内決裁前につき、社名の公表は差し控えたいとの話がありました。	応募申込の段階においては、主たる店舗以外について、業種のための記載で問題ございませんが、提案書類の提出時における事業提案書の中では、できる限り具体的な店舗名を記載のうえご提出いただきますようお願いします。
8	プロポーザル実施要領 15P プレゼンテーション審査における評価項目について、⑤提案価格 配点20点の点数基準をご教示下さい。仮に1位を20点とすると2位以下はどのような点数配分となるでしょうか。	実施要領の中でお示した標準的な年間賃貸借価格をベースに、P16の配点基準に基づいて配点します。例えば標準額規模であれば10～14点となり、金額に応じ加点、減点を講じる予定です。
9	参加において2事業者で各々、かすみがうら市様との契約を検討しております。各々が市と契約する事は可能でしょうか。又は可能であれば応募申込等の提出方法をご教示下さい。	NO1の回答のとおりです。

10	賃料発生時期については、令和9年4月1日からの想定かと思いますが、プランの確定・設計・公示・立地法協議等の調整を行うと時間が掛かる事が想定されますので、協議は可能でしょうか。	遅延となるやむを得ない理由がある場合は協議を可能とします。
11	建物建築工事に際し、もし仮に地中埋設物が発生した場合、費用負担はどちらの負担になりますでしょうか。	地中埋設物の撤去については、既に実施済みであるため埋設物はないと理解しておりますが、仮に発生した場合は、実施要領P8 3ポツ目にも記載がありますように、契約後においては基本事業者様負担となります。